

一般的な利用

1. 児童室は原則として他の有料の部屋の利用時に、未就学児及びその保育者が保育をするために無料で利用することのできる部屋です（小学生以上は利用できません。十分な人数の責任ある保育者が付き添うことが条件です）。
2. ご利用する月の4ヶ月前の29日から幸市民館窓口にて受付いたします（電話での受付も行います）。
3. 後日、有料の部屋をキャンセルして児童室だけの使用はできません。
4. 不慮の事故については、利用団体が責任を負うものとします。
5. 児童室内にある設備や備品はご自由に使用いただけます。使用後は後片付けと清掃をお願いいたします。
6. 利用時に出たゴミ等は各自お持ち帰りください。
7. 利用中止の場合には窓口までご連絡ください。

単独利用

市の事業や一般的な利用の予約がなかった時に、下記の条件で児童室を単独でご利用いただけます。

1. 集団での保育活動やそれに類する活動を行っている自主的な親子グループ（営利性のないこと）がその活動で利用する場合（未就学児及びその保育者等が対象の部屋です。小学生以上はご利用できません）。
2. 幸市民館窓口にて、児童室単独利用団体登録を行ってください。なお、毎年4月に利用登録が必要です（単独利用の場合のみ）。
3. ふれあいネットに登録がないと児童室の予約はできませんので、代表者の方はふれあいネットにも登録をお願いします
4. ご利用する月の2ヶ月前の2日午前9時から幸市民館窓口にて申込を受付します（希望団体が複数いらっしゃる場合は抽選になります）。
5. 申込は他の会議室と同様、3日前までとします。
6. 申込時間帯の区分は他の会議室と同様、午前・午後・夜間とします。なお、夜間については、館運営の都合上お断りする場合がございます。
7. 1グループのご利用は月4回を限度とさせていただきます。
8. その他、利用にあたっての注意事項は、上記（「一般的な利用」）に準じます。